

<対策のポイント>

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害等に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha） [令和2年度まで]

<事業の内容>

○ 活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

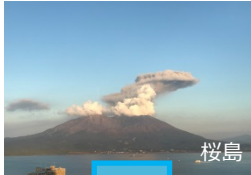
- 1. 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- 2. 1. に関連する整備等を一体的に実施

<事業の流れ>



<事業イメージ>

火山の噴火



桜島

農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



茶



キャベツ



エンドウマメ

<事業の実施>

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します



据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ